

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

II 分割・民営化路線と国鉄当局の対応

4 地域別運賃制の導入

監理委員会の第一次緊急提言では運賃についてつぎのように述べている。「全国一律運賃制度については、早急に是正することとし、例えば大都市圏、新幹線、その他の幹線、地方といった分野に分け大都市圏は厳しく抑制し、地方は割増をおこなうなど、原価を十分配慮して格差をつけるべきである」。八四年四月二〇日に実施した国鉄運賃値上げは、明治以来堅持してきた全国一律運賃制を撤廃し、地域別運賃制を導入したが、それは右に引用した監理委員会の提言をそのまま適用した内容であった。その内容は東京・大阪の国電、一般幹線(新幹線を含む)、ローカル線の三グループに分け、旅客運賃の値上げ幅に格差をつけるというものである。山手線・大阪環状線などは据え置き、幹線九・一%、ローカル線一五%の値上げという内容であった。国鉄当局の地域別運賃制導入の理由は、全国一律運賃制は鉄道独占時代の遺物であり、今日の状況では「コストに見合った運賃」を適用し、赤字線区の収支改善に役立てるというものである。

運輸審議会の運賃値上げにかんする公聴会で、消費者代表の一人は、地域別運賃制にたいし「地域別運賃制の導入は、公共料金の大原則である『公平の原則』を否定する。ローカル線を値上げしても増収分は五〇億円にすぎず、ローカル線の収支の改善をはかるどころか、むしろ客離れを招き収支が悪化する」との反対意見を述べた。

地域別運賃制による今回の割増率は一〇%であったが、格差拡大の可能性について、運輸省幹部は「幹線、ローカル線の収支の状況からみれば、格差の導入の第一歩にすぎない」(日経八四年四月一日)との判断をしている。さらに、「今回の値上げ案を全体的に見ると、結果論だが『分割・民営化』論に水を引くといった面も否めない」「国鉄の運賃問題は今後『分割・民営化』論議と裏腹の形で新たな展開を迫られそうだ」(『朝日』八四年二月四日)とする新聞記者の見方もある。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】